

記 載 方 法

7

給与支払報告書（個人別明細書）

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

【有】欄… 主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。

年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。

【従有】欄… 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。

【老人】欄… 控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者である場合には「○」を付してください。

年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。

なお、適用数が3以上の場合には、摘要の欄に居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分、及び住宅借入金等年末残高を記載してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者）及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・マイナンバーを記載してください。

また、それらの方が非居住者である場合、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者については区分の欄に「○」、扶養控除の対象となる扶養親族については区分の欄に「01～04」（下記参照）を記載してください。

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄 ※eLT AX等にて提出の場合は「00」
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	04

16歳未満の扶養親族の氏名・マイナンバーを必ず記載してください。

また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

支払をする方のマイナンバー又は法人番号を記載してください。

※区分										※整理番号									
住所										氏名									
種別										支払金額									
源泉控除対象配偶者の有無等										控除対象扶養親族の数									
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額									
住宅借入金等特別控除の額の内訳										住宅借入金等特別控除区分(1回目)									
控除対象配偶者										配偶者									
16歳未満の扶養親族										障害者の数									
未成人										中途就・退職									
支払者										受給者の生年月日									

給与の支払を受ける方のマイナンバーを記載してください。

源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載してください。

控除対象扶養親族欄に記載できない方(5人目以降)がいる場合は、摘要欄に氏名・マイナンバーを記載してください。
年末調整を行った場合は、定額減税に関する事項を記載してください。

適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

住… 一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）

認… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

震… 東日本大震災によって自己の居住の用に供していった家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

また、当該住宅の取得や増改築が、
・ 特定取得（特別特定取得以外）に該当する場合は「(特)」、
・ 特別特定取得に該当する場合は「(特特)」、
（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）
・ 特例特別特例取得に該当する場合は「(特特特)」、
・ 住宅が「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合は「特家」と付記してください。

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

基礎控除の額を「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合は転記する必要はありません。

受給者の生年月日の元号を漢字で記載してください。